

水道事業経営の原則について

水道事業は、地方公営企業法に基づく地方公営企業※1として、本来の目的である公共の福祉※2の増進を図るとともに、常に効率的な事業運営を行い、企業の経済性を発揮することが求められています。

さらに、水資源を安全で安定的に確保することは当然のことであるとともに、企業として効率的に経営運営することが求められています。(地方公営企業法第3条)※3

また、水道サービスの提供に要する原価は、そのサービスを享受する受益者に求める受益者負担の原則によって維持され、同時に水道使用者間(受益者間)の負担の公平を図りつつ、効率的な事業運営に努めなければなりません。

以上のことから水道事業は、企業の経営状況及び財政状況を明らかにするため、公営企業会計方式(複式簿記)を採用しており、事業に必要な経費は経営に伴う収入、すなわち水道料金収入をもって充てるという独立採算制を基本として経営されています。(地方公営企業法第17条の2)※4

このため、水道料金の設定にあたっては、事業経営に必要な経費に見合った料金水準を定める「総括原価主義」によるとともに、受益者負担の原則に基づき、個々のサービスの供給に必要な原価に基づいて算定する「個別原価主義」がとられています。

なお、大船渡市の水道料金は、令和3年4月より「用途別料金」の一部に、一般的に広く採用され、より公平性の高い「口径別料金」を併せて取り入れ、料金区分は基本料金及び超過料金の「二部料金制」を採用し、実使用量に応じた負担となっております。

※1 地方公共団体が経営する、地方公営企業法の適用を受ける事業で、一般会計とは切り離され、特別会計にて独立採算制で運営している(給水、電気、交通、ガス、港湾等)事業。

※2 社会全体の共通の利益。ほかの人の人権との衝突を調整するための原理。

※3 第3条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。(地方公営企業法 写し)

※4 第17条の2 次に掲げる地方公営企業の経営で政令に定めるものは、地方公共団体の一般会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

1 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

2 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。(地方公営企業法 写し)